

粗大ごみ処理手数料の改定について（案）

○有料化の経過

本市の粗大ごみ有料化については、第 3 期廃棄物減量等推進審議会において、「ごみの発生・排出を抑制する行動を誘導する仕組みづくりとして、ごみの有料化の検討が必要」、「粗大ごみは世帯によって排出量にばらつきが大きいいため、税金による間接的な費用負担は公平とは言い難いことから、戸別申込制が一定定着した後、有料制についても検討する必要がある。」との答申を受けた。

これを踏まえて平成 13 年（2001 年）10 月から、新たな収集区分として「粗大ごみ」を設定し、戸別申込制を導入した。

第 4 期同審議会答申(平成 14 年（2002 年）6 月)では、第 2 次一般廃棄物処理基本計画で示された「ごみの減量促進、受益者負担、負担の適正化と公平性の確保のため、粗大ごみの有料化」を電話申し込み制度が定着後、早期に導入することが妥当との答申を受けた。

それから 3 年以上が経過し、粗大ごみ収集の戸別申込制が一定定着した第 5 期同審議会では、「粗大ごみの適正な費用負担に関する計画」について審議していただき、その意見具申では、「ごみ処理費用の負担の公平性から、排出者の責任として粗大ごみの処理費用の一部を負担することとし、先進都市で導入されている事例の多い、概ね 30%の負担が市民に過大な負担とならず妥当である。また、定着している現行の戸別申込制の対象品目ごとに料金を設定し、対象品目それぞれの大きさ・重さ・処理困難性を考慮して段階別に料金を設定する方式が妥当」との意見をいただき、粗大ごみを多く出す人と出さない人との費用負担の公平性の確保、ごみの発生・排出を抑制するため、平成 18 年(2006 年)10 月に収集品目ごとに手数料を徴収する粗大ごみの有料化を導入した。

○粗大ごみ処理手数料改定の考え

平成 13 年度（2001 年度）に導入した粗大ごみ戸別申込制導入後の排出量は 2,200 t 前後で推移し、有料化前の駆け込み排出により約 2,800 t となった。有料化導入後の平成 26 年度（2014 年度）までの 8 年間、排出量は約 850～900t の間でほぼ横ばいで推移していたが、その後、平成 30 年（2018 年度）の大阪府北部地震や台風、コロナ禍での断捨離により排出量が近年増加傾向にあり、1,400 t を超えてきている。ごみ減量の施策として有料化を導入し一定効果はあったものの、近年の傾向を見ると排出抑制効果の低下が見受けられる。

このことから粗大ごみの発生・排出抑制の促進の観点から改定を検討する。

【改定案】 処理料金の変更

粗大ごみの有料制を導入されている中核市における最低区分の平均を求めたところ、概ね、400円であることから、下記表のとおり段階別に料金を設定したものである。

種別	新 区分 ※別表参照	定日に排出されるもの	
		改定前	改定後
粗大ごみ	①	300円	400円
	②	600円	800円
	③	1,200円	1,600円
	④	1,800円	2,400円

【別表】

区分	主な種類
①	照明器具、掃除機、炊飯器、イス、布団など 収納家具類（幅及び高さの合計が1m未満のもの）
②	電子レンジ、ドレッサー（鏡台）、OAラックなど 収納家具類（幅及び高さの合計が1m以上2m未満のもの）
③	ベッド、エアロバイク、マットレス（スプリング使用）など 収納家具類（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）
④	エレピアノ（電子ピアノ）、マッサージ機（椅子型のもの）など 収納家具類（幅及び高さの合計が3m以上のもの）